

火薬類の規制について

【照会】

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 2 年自治省令第 1 号）により、混合物である火薬類については、当分の間、消防法の規制対象外とされることとなったが、

- (1) ここでいう混合物とは、いわゆる工業的純品以外のものを意味し、他の物質が意図的に挿入されているものはその混合比率、挿入されている物質の種類を問わず混合物と解してよいのか。
- (2) 混合物である火薬類は、消防法の規制対象外となることから、混合物である火薬類と単一化合物である火薬類との混載は認められると解してよいのか。
- (3) 単一化合物である火薬類についての消防法令の適用については、以下の点について次のとおり運用して差し支えないか。

火薬庫の周囲の空地として保有することが必要となる範囲内に、土堤、土堤の代替としての自然のよう壁、防爆壁等が存している場合、基準の特例により空地が保有されているものとして取り扱うこと。

火薬庫の扉が二重となっており、外側の扉が消防法令上の防火戸の基準を満たしていれば、内側の扉が木製のものであっても防火戸が設けられているものとして取り扱うこと。

平成 2 年 5 月 22 日以前に設置許可を受けた危険工室、火薬庫の窓であって、基準の特例により網入ガラスでなくともよいとして許可されたものについて、引き続き特例を適用すること。

【回答】

- (1)、(2) お見込みの通り。
- (3) 差し支えない。